

盛岡市週休 2 日工事実施要領

(令和 6 年 3 月 13 日副市長決裁)

第 1 章 総則

(目的)

第 1 この要領は、市又は市上下水道局が発注する建設工事において、週休 2 日を確保する工事（以下「週休 2 日工事」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間とは、実工期から準備、後片付け、特記仕様書で定める連休等（ゴールデンウィーク、お盆休暇、お正月休暇）、工事全体の一時休止及び工場制作のみを実施している期間を除いた期間をいう。
- (2) 実工期とは、工事着工日（余裕期間が終了した日）から工事完成日までの期間をいう。
- (3) 現場閉所日とは、予め定めた休工日であり、1 日を通していずれの現場作業も実施しない日のことをいう。ただし、巡回パトロールや保守点検等の現場管理上必要な作業を除く。
- (4) 完全週休 2 日とは、対象期間内において土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「土日祝日」という。）を現場閉所することをいう。
- (5) 週休 2 日相当とは、土日に限定せず、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が 28.5%（4 週 8 休）以上であることをいう。
- (6) 週休 2 日交替制とは、技術者及び技能労働者が交代しながら休日を確保する取組をいう。
- (7) 週休 2 日交替制における週休 2 日相当とは、対象期間内に現場に従事した施工体制台帳上の元請け及び下請け全ての技術者及び技能労働者の休日日数の割合の平均（以下、「休日率」という。）が 28.5%（4 週 8 休）以上であることをいう。

(対象工事の選定)

第 3 対象工事は、市又は市上下水道局が発注する土木工事（電気通信設備工事及び土木機械設備工事を含む）、上下水道工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む）及び営繕工事（建築工事、電気設備工事及び機械設備工事）とする。ただし、次のいずれかに該当する工事を除く。

- (1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
- (2) 設計金額が 130 万円未満の工事
- (3) 現場施工期間が 10 日間未満の工事
- (4) その他、発注者が工程上の制約などにより週休 2 日工事に適さないと判断した工事

(発注方式)

第4 発注方式は、次のいずれかによるものとする。

- (1) 発注者指定型 発注者が、週休2日工事に取り組むことを指定する方式
- (2) 受注者希望型 受注者が、工事着手前に発注者に対して、週休2日工事に取り組むことを協議したうえで実施する方式

2 工事発注は、原則として発注者指定型によるものとする。ただし、現場条件等からこれによりがたい場合は、受注者希望型により発注できるものとする。

また、現場閉所を行うことが困難で週休2日交替制が望ましい工事については、発注者は指定型による週休2日交替制を選定できるものとする。

第2章 週休2日工事 発注者指定型

(実施手続)

第5 発注者は、入札公告の際、特記仕様書に「週休2日工事（発注者指定型）」の対象であることを明示するものとする。

2 週休2日の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、施工計画書（当初）に完全週休2日又は週休2日相当の休工日を確保した週休2日工事工程表（計画）を添付し、監督員に提出するものとする。
- (2) 受注者は、週休2日工事工程表（計画）に定めた休工日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所を閉所するものとする。
- (3) 橋梁上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場制作期間と現場据付期間を有する工事においては、現場据付期間のみを対象期間とする。
- (4) 受注者は、対象期間中、休工日の実績を記載した週休2日工事工程表（実施）を作成し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。
- (5) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休工した場合は、当該作業予定日を休工日に振り替えることができる。なお、振り替えた休工日が土日祝日となる場合は完全週休2日の達成とはならない。
- (6) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等やむを得ず休工日に作業する場合は休工日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものとする。なお、振り替えた休工日が土日祝日となる場合は完全週休2日の達成とはならない。
- (7) 夜間作業などにより出勤から作業終了までに曜日を跨ぐ場合は、作業終了時間から24時間以上の現場閉所を確保できれば、現場閉所を開始した曜日を現場閉所日と取り扱うことができる。
- (8) 休工日において、次に該当する場合は現場閉所日として取り扱うことができる。

ア 発注者が緊急の作業を要請した場合

イ 現場見学会等の対応を行った場合

ウ 現場状況から交通規制が必要となり、交通誘導員を配置するものの、その他の一切の現地作業を行わない場合

3 受注者は、別紙1を参考に、週休2日工事である旨を現場の公衆が見やすい場所に掲示するものとする。

4 週休2日工事（発注者指定型）の対象工事において、受注者が交替制による週休2日を実施する場合は、受注者は施工計画書（当初）の提出前に、現場閉所が困難となる理由を示し、交替制による週休2日の実施について監督職員と協議するものとする。

5 発注者は、週休2日工事の実施に支障とならないよう、全体工程に影響を与える工事立会や協議等について迅速に対応するとともに、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日に作業が発生するような指示等を行わないものとする。

（実施確認）

第6 受注者は、工事完成日の20日前（土日祝日含む）までに、休工日の実績や現場閉所の状況を記載した最終の週休2日工事工程表（実施）を監督職員に提出するものとする。

2 受注者は、前項の提出に際し、休工日が確保されていることがわかる資料（作業日報や週報、出勤簿等のいずれか）を監督職員に提示するものとする。

3 発注者は、前各項により週休2日の達成状況を確認する。

4 受注者の責により、前第1項及び第2項が行われない場合は、週休2日が達成できなかったものとして扱う。

（工事成績評価における評価）

第7 発注者は、土木工事及び上下水道工事において、週休2日の達成を確認した場合は、工事成績評価要領に基づく工事成績評価で当該各号に定めるとおり評価するものとする。

(1) 完全週休2日を達成した場合は、工事成績評価要領別紙1の監督員の考査項目「工程管理」及び「創意工夫」において加点評価する。

(2) 週休2日相当を達成した場合は、工事成績評価要領別紙1の監督員の考査項目「工程管理」において加点評価する。

(3) 受注者に、週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、工事成績評価要領別紙2の係長の考査項目「法令遵守等」のその他において、2点の減点評価を行うものとする。

2 営繕工事においては、工事成績評価で「休日の確保」を標準の評価項目として設定していることから、週休2日を確保した場合においても従来と同様に適切に評価する。なお、週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合の減点評価は行わないものとする。

（積算方法）

第8 発注者は、発注時に次の各号により設計価格を積算するものとする。

- (1) 土木工事及び上下水道工事においては、対象となるそれぞれの経費に次に定める補正係数を乗じて積算する。また、市場単価方式については、各工種に別表1で定める市場単価方式の補正係数を乗じて積算する。

「土木工事（電気通信設備工事及び土木機械設備工事を含む）及び上下水道工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む）の補正係数」

経費	現場閉所の達成状況 4週8休以上 (現場閉所率 28.5%以上)
労務費	1.05
機械経費（賃料）	1.04
共通仮設費率	1.04
現場管理費率	1.06

- (2) 営繕工事においては、対象となる経費に次に定める補正係数を乗じて積算する。また、市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格の労務費の補正については、別紙2によるものとする。

「営繕工事（建築工事、電気設備工事及び機械設備工事）の補正係数」

経費	現場閉所の達成状況 4週8休以上 (現場閉所率 28.5%以上)
労務費 複合単価の労務費	1.05

- 2 発注者は、精算時に週休2日の達成状況を確認した結果、4週8休未満となった場合は、全ての補正係数分を減額して設計変更を行うものとする。

第3章 週休2日工事 受注者希望型

（実施手続）

第9 発注者は、入札公告の際、特記仕様書に「週休2日工事（受注者希望型）」の対象であることを明示するものとする。

- 2 受注者は、施工計画書（当初）の提出前に、週休2日工事の実施の可否について監督職員と協議するものとする。

3 週休2日工事を実施する場合、受注者は施工計画書（当初）に完全週休2日又は週休2日相当の休工日を確保した週休2日工事工程表（計画）を添付し、監督員に提出するものとする。

その他の週休2日の取扱いについては、第2章の規定による。

4 週休2日工事である旨の現場掲示については、第2章の規定による。

5 週休2日交替制工事への変更については、実施しない。

6 発注者の週休2日工事の実施に支障とならない対応等については、第2章の規定による。

（実施確認）

第10 週休2日の実施確認については、第2章の規定による。

（工事成績評定における評価）

第11 工事成績評定における評価については、第2章の規定による。ただし、受注者に週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合の減点評価については、行わないものとする。

（積算方法）

第12 発注者は精算時に週休2日の達成状況を確認し、週休2日を達成した場合は、第2章の発注時の設計価格の積算の規定により積算し、設計変更を行うものとする。

第4章 週休2日交替制工事 発注者指定型

（実施手続）

第13 発注者は、入札公告の際、特記仕様書に「週休2日交替制工事（発注者指定型）」の対象であることを明示するものとする。

2 週休2日の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 受注者は、施工計画書（当初）に交替制による週休2日の確保を実施する旨を記載し提出するものとする。

(2) 受注者は、対象期間中は、実施工程表に休日率を明示し、履行報告時に監督職員に提出するものとする。

(3) 橋梁上部工工事、機械設備工事、電気通信設備工事等の工場制作期間と現場据付期間を有する工事においては、第2章に規定による。

(4) 現場特性、天候、その他やむを得ない事情により、作業予定日を休日とした場合は、当該作業予定日を休日に振り替えることができる。

(5) 災害時等の緊急対応及び品質管理・安全管理のために連続して行う必要がある作業等やむを得ず休日に作業する場合は、休日を翌日以降の作業予定日に振り替えできるものとする。

(6) 休日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、休日として取り扱うことができる。

3 週休2日工事である旨の現場掲示については、第2章の規定による。

- 4 週休2日交替制工事（発注者指定型）の対象工事において、受注者が現場閉所による週休2日を実施する場合は、受注者は施工計画書（当初）の提出前に現場閉所による週休2日の実施について監督職員と協議するものとする。
- 5 発注者の週休2日工事の実施に支障とならない対応等については、第2章の規定による。
（実施確認）

第14 受注者は、工事完成日の20日前（土日祝日含む）までに休日率が記載された最終の実施工程表を監督職員に提出するものとする。

- 2 受注者は、前項の提出に際し、技術者及び技能労働者の休日率算出資料及び休日率の達成状況が確認できる既存資料等（出勤簿、工事日誌、休日実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）を監督職員に提示するものとする。
- 3 発注者は、前各項により休日率（週休2日）の達成状況を確認する。
- 4 受注者の責により、前第1項及び第2項が行われない場合は、週休2日が達成できなかったものとして扱う。

【休日率の算出資料の例】

業者	氏名	工期日数	休日日数	休日日数の割合	平均
A建設	●●	300	90	30.0%	28.9%
	■■	300	80	26.7%	
	◆◆	300	84	28.0%	
	▲▲	300	90	30.0%	
B建工（一次下請）	○○	200	60	30.0%	
	□□	200	65	32.5%	
C電設（二次下請）	××	100	25	25.0%	
					4週8休以上

=休日率

工事着手前に確認

工事完成時に確認

（引用：国土交通省東北地方整備局 週休2日交替制モデル工事の試行における東北地方整備局の運用方針から）

【休日率の対象者】

施工体制台帳上の元請け並びに下請け全ての技術者及び技能労働者。ただし、非常勤（臨時）で従事するものは除く。

【算出方法】

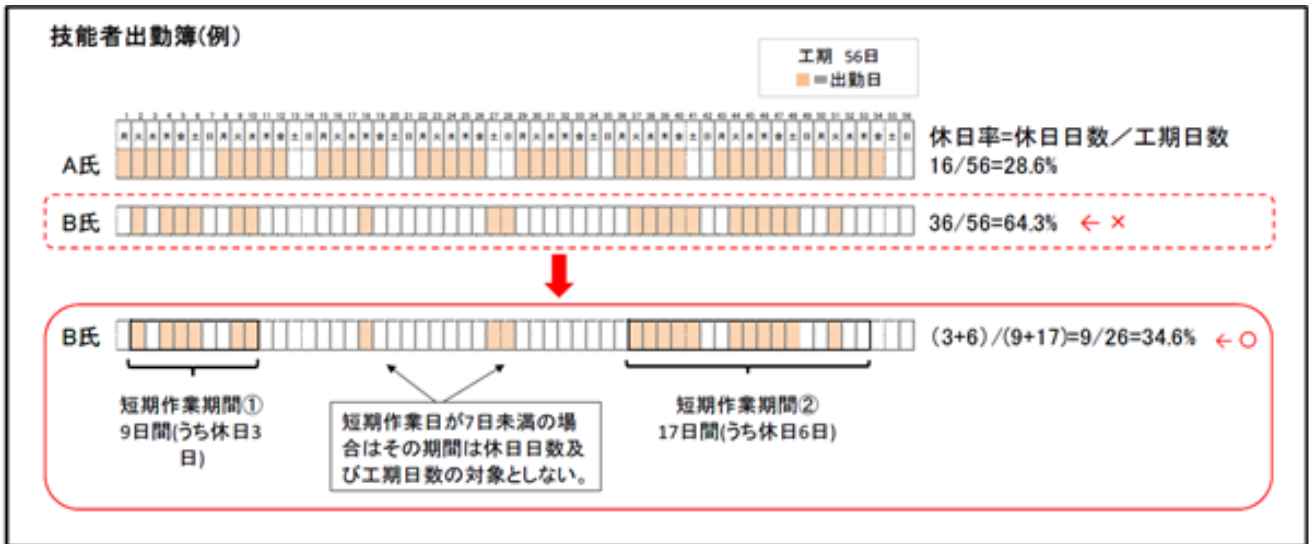
休日日数の割合（%）＝ 当該工事における休日日数／工期日数

休日率（%）＝ 休日日数の割合の平均

工期日数：元請けの場合は対象期間とし、下請けの場合はその下請者の作業期間であり、施工体制台帳上の工期から対象外の期間を除いて設定する。

【短期作業期間が偏在する作業形態の作業員における休日日数の割合の算出】

短期作業期間が偏在する作業形態の作業員（非常勤（臨時）を除く）については、短期作業期間のみを合計した期間を集計期間とし、短期作業期間と短期作業期間の間の作業のない中抜け期間は休日日数を算出する際の休日日数及び工期日数の対象としない。短期作業期間の定義は、作業日が7日以上ある場合とし、作業日が7日未満の場合は週休2日が成立しないことから、その期間は休日日数及び工期日数の対象としない。



(引用：国土交通省東北地方整備局 週休2日交替制モデル工事の試行における東北地方整備局の運用方針から)

(工事成績評定における評価)

第15 発注者は、土木工事及び上下水道工事において、休日率（週休2日）の達成を確認した場合は、工事成績評定要領に基づく工事成績評定で当該各号に定めるとおり評価するものとする。

- (1) 週休2日相当を達成した場合は、第2章の規定による。
- (2) 受注者に、週休2日に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、第2章の規定による。

2 営繕工事における工事成績評定の評価は、第2章の規定による。

(積算方法)

第16 発注者は、発注時に次の各号により設計価格を積算するものとする。

- (1) 土木工事及び上下水道工事においては、対象となるそれぞれの経費に次に定める補正係数を乗じて積算する。

「土木工事（電気通信設備工事及び土木機械設備工事を含む）及び上下水道工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む）の補正係数」

経費	現場閉所の達成状況 4週8休以上 (現場閉所率 28.5%以上)
労務費	1.05
現場管理費率	1.03

(2) 営繕工事においては、対象となる経費に次に定める補正係数を乗じて積算する。

「営繕工事（建築工事、電気設備工事及び機械設備工事）の補正係数」

経費	現場閉所の達成状況 4週8休以上 (現場閉所率 28.5%以上)
労務費 複合単価の労務費	1.05

2 発注者は、精算時に休日率の達成状況を確認した結果、4週8休未満となった場合は、全ての補正係数分を減額して設計変更を行うものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、施行日以降に入札公告に付す工事に適用する。

別表1 市場単価方式の補正係数

市場単価方式の補正係数（土木工事及び上下水道工事）

名 称 (工 種)	区分	現場閉所の達成状況 4週8休以上 (現場閉所率28.5%以上)
鉄筋工		1.05
ガス圧接工		1.04
インターロッキングブロック工	設置	1.02
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01
	撤去	1.05
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04
	撤去	1.05
防護柵設置工（落石防護柵）		1.02
防護柵設置工（落石防止網）		1.03
道路標識設置工	設置	1.01
	撤去・移設	1.04
道路付属物設置工	設置	1.02
	撤去	1.05
法面工		1.02
吹付砕工		1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03
道路植栽工	植樹	1.05
	剪定	1.05
公園植栽工		1.05
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04
橋面防水工		1.02
薄層カラー舗装工		1.01
グルーピング工		1.01
軟弱地盤処理工		1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01

市場単価方式の補正係数（下水道工事）

名 称 (工 種)	区分	現場閉所の達成状況 4週8休以上 (現場閉所率 28.5%以上)
硬質塩化ビニル管設置工		1.03
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.03
砂基礎工	人力施工	1.05
砂基礎工	機械施工	1.05
砕石基礎工	人力施工	1.05
砕石基礎工	機械施工	1.05
組立マンホール工		1.05
小型マンホール工		1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.01
取付管およびます設置工	取付管布設及び支管取付工	1.02

工事現場における週休 2 日工事 掲示の例

この工事は、盛岡市（又は盛岡市上下水道局）が発注した週休 2 日工事です。
建設現場の働き方改革を推進するため、土曜・日曜・祝日の休工に取り組んでいます。

受注者 ○○建設(株)

電 話 0 1 9 〇 - 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇

工事現場における週休 2 日交替制工事 掲示の例

この工事は、盛岡市（又は盛岡市上下水道局）が発注した週休 2 日交替制工事です。

建設現場の働き方改革を推進するため、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組んでいます。

受注者 ○○建設(株)

電 話 0 1 9 〇 - 〇 〇 - 〇 〇 〇 〇

別紙 2

営繕工事における市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格の労務費の補正方法

1 市場単価及び補正市場単価の掲載価格の補正方法

市場単価及び補正市場単価は、以下の表A-2、表E-2及び表M-2の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(参考)

「基準単価」、「基準補正単価」とは、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)による。

執務並行改修の場合の基準補正単価は、公共建築工事積算基準等資料第4編第1章8(3)ロ、基準補正単価の表A-1、表E-1及び表M-1の「市場単価及び補正市場単価改修補正率」によらず、表A-2、表E-2及び表M-2の改修補正率を用いた上記の式により市場単価（又は補正市場単価）を補正して算定すること。

2 物価資料の掲載価格の補正方法

物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）を採用する場合は、掲載価格を、以下の表の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

物価資料の掲載価格 × 新営補正率

【全館無人改修、執務並行改修の場合】

物価資料の掲載価格 × 改修補正率

※営繕工事における「市場単価」、「補正市場単価」及び「物価資料」とは、国土交通省の公共建築工事標準単価積算基準に定める用語の定義のとおりとする。

表A-2 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	4週8休以上 (現場閉所率 28.5%以上)	
		新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03
土工事		1.03	1.03
地業工事		1.03	1.03
鉄筋工事		1.04	1.04
コンクリート工事		1.04	1.04
型枠工事		1.03	1.03
鉄骨工事		1.04	1.04
既製コンクリート		1.03	1.03
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	市場単価	1.04	1.17
防水工事	物価資料	1.02	1.02
石工事		1.02	1.02
タイル工事		1.03	1.03
木工事		1.02	1.02
屋根及びとい		1.02	1.02
金属工事	市場単価	1.02	1.11
金属工事	物価資料	1.02	1.02
左官工事(仕上塗材仕上)	市場単価	1.04	1.04
左官工事(仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.04	1.18
左官工事	物価資料	1.04	1.04
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.12
建具(シーリング)	市場単価	1.04	1.19
建具	物価資料	1.02	1.02
塗装工事	市場単価	1.04	1.18
塗装工事	物価資料	1.04	1.04
内外装工事	市場単価	1.03	1.15
内外装工事(ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.10
内外装工事	物価資料	1.03	1.03
内外装工事(ビニル系床材)	物価資料	1.02	1.02
ユニットその他		1.01	1.01
排水工事		1.03	1.03
舗装工事		1.02	1.02
植栽及び屋上緑化		1.03	1.03

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載がない項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表E-2 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	4週8休以上 (現場閉所率 28.5%以上)	
		新営 補正率	改修 補正率
配管工事	電線管、2種金属線ぴ及び同ボックス	1.04	1.22
	ケーブルラック	1.03	1.17
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング プルボックス	1.03	1.21
	プルボックス	1.02	1.15
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.03	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.03	1.17
配線工事	600V絶縁電線及び600V絶縁ケーブル	1.03	1.20
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票(金属製)	1.03	1.03

表M-2 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	4週8休以上 (現場閉所率 28.5%以上)	
		新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.18
ダクト工事	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧 チャンバー類	1.03	1.18
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパ ー等の取付手間のみ	1.04	1.25
衛生器具設備(ユニットを 除く)	取付手間のみ	1.04	1.25